

国民年金障害基礎年金
受付・点検事務の手引き

平成24年11月

日本年金機構
年金給付部

目 次

I 障害基礎年金に関する用語について

1 初診日とは	4
2 障害の程度とは	4
3 障害認定日とは	5
4 相当因果関係とは	7
5 新法と旧法（昭和60年改正前）とは	8

II 障害基礎年金の請求方法について

1 障害認定日による請求とは	10
2 事後重症による請求とは	11
3 初めて障害等級の1級又は2級による請求とは	12
4 20歳前の傷病による請求とは	12
5 平成6年改正法附則第4条による請求とは	14
6 平成6年改正法附則第6条による請求とは	15
注 老齢基礎年金の支給繰り上げを受けている場合	16

III 障害基礎年金の納付要件について

1 障害基礎年金における保険料納付済期間とは	18
2 障害基礎年金における保険料免除期間とは	18
3 原則による納付要件（3分の2要件）とは	19
4 経過措置による納付要件（直近1年要件）とは	21
5 障害基礎年金の納付要件早見表	23

IV 年金請求書の点検について

1 年金請求書（表面）	28
2 年金請求書（中面）	30
3 年金請求書（裏面）	32
4 請求事由の確認	34

V 病歴状況申立書の点検について

1 病歴状況申立書（表面）	38
2 病歴状況申立書（裏面）	40

VI 診断書の点検について

1 診断書の種類	44
2 診断書に共通する留意事項	44

3	眼の障害用（様式第120号の1）	46
4	聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・言語機能の障害用 （様式第120号の2）	48
5	肢体の障害用（様式第120号の3）	50
6	精神の障害用（様式第120号の4）	54
7	呼吸器疾患の障害用（様式第120号の5）	58
8	循環器疾患の障害用（様式第120号の6-(1)）	62
9	腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用（様式第120号の6-(2)）	66
10	血液・造血器・その他の障害用（様式第120号の7）	70

VII 初診日証明の点検について

1	初診日の証明	76
2	受診状況等証明書（参考様式）の点検	79
3	受診状況等証明書が添付できない理由書（参考様式）の点検	81

VIII 参考資料

先天性障害（網膜色素変性症等）：眼用	84
先天性障害：耳用	85
先天性股関節疾患（臼蓋形成不全を含む）用	86
糖尿病用	87
腎臓・膀胱の病気用	88
肝臓の病気用	89
心臓の病気用	90
肺の病気用	91
受診状況等証明書	92
受診状況等証明書が添付できない理由書	93
初診日に関する第三者の申立書	94
障害給付請求事由確認書	95
年金裁定請求の遅延に関する申立書	96
障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書（新規請求時）	97
障害年金の子の加算請求に係る申出書	98
児童扶養手当額調書	99
生計維持証明（様式107号用）	100
線維筋痛症（重症度照会）	101
慢性疲労症候群（重症度照会）	102
化学物質過敏症（重症度照会）	103
傷病コード	107
等級表	108

I 障害基礎年金に関する用語について

1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 健康診断により異常が発見され、療養に関する指示を受けた場合は健康診断日
- (5) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (6) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (7) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (8) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
- (9) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (10) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

（注）過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみて同一傷病として取扱います。

ワンポイント！

障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整骨院、ほねつぎ、鍼灸院等は初診日と認められません。

発達障害（アスペルガー症候群や高機能自閉症など）は、自覚症状があつて初めて診療を受けた日が初診日となります。知的障害（精神遅滞）とは異なるので注意してください。

2 障害の程度とは

障害年金は、その障害によって労働や日常生活に制限を加えることが必要となった場合に障害等級に応じて年金が支給されます。

障害基礎年金は、障害等級の1級又は2級に該当することが要件となります。

障害厚生年金は、障害等級の1級、2級又は3級に該当することが要件となります。障害厚生年金の1級又は2級に該当する場合は、障害基礎年金も支給されます。（65歳以降に初診日がある傷病で老齢基礎年金の受給権を有する方には、障害基礎年金は支給されません。）

また、厚生年金保険法では、傷病の初診日から5年以内に治り、障害等級の3級より軽い障害が残った場合に障害手当金（一時金）が支給されます。

1 級（国民年金法施行令別表）

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

2 級（国民年金法施行令別表）

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

3 級（厚生年金保険法施行令別表第1）

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。

障害手当金（厚生年金保険法施行令別表第2）

「傷病が治ったもの」であつて、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものとする。

※ 「傷病が治ったもの」とは、器質的欠損や変形等の場合は、医学的に傷病が治ったとき、又はその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待できない状態に至った場合のことをいいます。

3 障害認定日とは

障害認定日とは、障害の程度の認定を行う日のことをいいます。具体的には、障害の原因となった病気やけがで初めて医師にかかった日（初診日）から起算して1年6月を経過した日（初診日が平成22年8月1日の場合、初診日から起算して1年6月経過した日は平成24年2月1日となる。）か、その期間内に治った場合は治った日（症状が固定した日）のことをいいます。

また、20歳前に初診日がある場合は、初診日から起算して1年6月経過した日が20歳より前にある場合は20歳に到達した日、20歳より後にある場合は1年6月経過した日のことをいいます。（詳しくは「Ⅱ 障害基礎年金の請求方法について」9ページ参照）

○ 初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例

障害認定基準等で初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日（傷病が治った状態）として取り扱う事例は次のとおりです。下記以外でも障害認定基準に記載されている「傷病が治った場合」に該当すれば、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として認定することは可能です。（診断書の内容によっては、障害等級の目安より上位等級となることがあります。）

診断書	傷病が治った状態	障害認定日	障害等級の目安
聴覚等	喉頭全摘出	喉頭全摘出日	2級
肢体	人工骨頭、人工関節を挿入置換	挿入置換日	上肢3大関節又は下肢3大関節に人工関節を挿入置換した場合、原則3級
	切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断日（障害手当金は創面治癒日）	1肢の切断で2級、2肢の切断で1級 一下肢のショパール関節以上で欠くと2級、リスフラン関節以上で欠くと3級
	脳血管障害による機能障害	初診日から6月経過した日以後（※）	
呼吸	在宅酸素療法	開始日（常時使用の場合）	3級（常時（24時間）使用の場合）
循環器（心臓）	人工弁、心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）	装着日	3級
	心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植日又は装着日	1級 *術後の経過で等級の見直しがある
	CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日	重症心不全の場合は2級 *術後の経過で等級の見直しがある
	胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	挿入置換日	3級 *一般状態区分が「イ」か「ウ」の場合
腎臓	人工透析療法	透析開始日から起算して3月を経過した日	2級
他	人工肛門造設、尿路変更術、新膀胱造設	造設日又は手術日	左記のいずれか1つで3級 人工肛門＋新膀胱又は、尿路変更術又は、完全排尿障害（カテーテル留置又は自己導尿の常時施行）で2級

※ 脳血管障害により機能障害を残しているときは、初診日から起算して6月経過した日以降に医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められるときに認定されるので、請求すれば必ず認められるものではありません。

また、初診日から起算して6月目に必ず症状が固定するとみなされるわけではなく、初診日から起算して6月を経過するまでは、症状が固定しているとは認められないということです。

なお、症状が固定していないと認定されて不支給となった場合も、初診日から起算して1年6月を経過する前に症状が固定した場合は、改めてその症状固定した日を障害認定日として障害認定日請求を行うことが可能です。

ワンポイント！

初診日から起算して1年6月を経過する前に人工臓器等を装着した方にとっては、人工臓器等を装着した日が障害認定日となりますので、障害認定日で2級以上の受給権が発生しない場合、初診日から起算して1年6月経過後に障害基礎年金の請求を行っても事後重症による請求となります。（人工弁は2級以上に認定する場合、認定基準上、装着から6月以上経過していることが必要となります。）

4 相当因果関係とは

個々のケースによりますが、前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起こらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありとみて前後の傷病を同一傷病として取り扱います。ただし、通常、後の疾病には負傷は含まれません。

(1) 相当因果関係ありとして取り扱われることが多い例

- ① 糖尿病と糖尿病性網膜症又は糖尿病性腎症、糖尿病性壊疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉鎖症）は、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ② 糸球体腎炎（ネフローゼを含む）、多発性のう胞腎、慢性腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ③ 肝炎と肝硬変は、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ④ 結核の化学療法による副作用として聴力障害を生じた場合は、相当因果関係ありとして取り扱われます。
- ⑤ 手術等による輸血により肝炎を併発した場合は、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ⑥ ステロイドの投薬による副作用で大腿骨頭無腐性壊死が生じたことが明らかな場合には、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ⑦ 事故又は脳血管疾患による精神障害がある場合は、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ⑧ 肺疾患に罹患し手術を行い、その後、呼吸不全を生じたものは、肺手術と呼吸不全発生までの期間が長いものであっても、相当因果関係ありとして取り扱います。
- ⑨ 転移性悪性新生物は、原発とされるものと組織上一致するか否か、転移であることを確認できたものは、相当因果関係ありとして取り扱います。

(2) 相当因果関係なしとして取り扱われることが多い例

- ① 高血圧と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱います。
- ② 近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮は、相当因果関係なしとして取り扱います。
- ③ 糖尿病と脳出血又は脳梗塞は、相当因果関係なしとして取り扱います。

ワンポイント！

医学的には、高血圧と脳出血は「因果関係」がありますが、障害認定基準における「相当因果関係」は、なしとされます。

5 新法と旧法（昭和60年改正前）とは

受給権発生年月日が、昭和61年4月1日前かそれ以後かにより区分されます。すなわち、障害認定日が昭和61年4月1日前で、障害認定日に受給権が発生するものは、旧法が適用されます。法律だけでなく保険料納付要件や認定基準も旧基準で認定されます。（例：人工透析療法は新法なら2級、旧法なら3級となります。）

○ 国民年金の関連条文と年金コード

国年法第30条第1項第1号	障害認定日請求（被保険者期間中の初診）	535X
国年法第30条第1項第2号	障害認定日請求（国内居住中の60歳以上 65歳未満）	535X
国年法第30条の2	事後重症請求	535X
国年法第30条の3	初めて2級請求	535X
国年法第30条の4第1項	20歳前障害の本来請求	635X
国年法第30条の4第2項	20歳前障害の事後重症請求	635X
国年法第31条第1項	併給調整（併合）による支給	535X
平6改正附則第4条第1項	新法障害不該当失権後該当	535X
平6改正附則第4条第2項	旧法障害不該当失権後該当	535X
平6改正附則第4条第5項	20歳前障害不該当失権後該当	635X
平6改正附則第4条第6項	旧法障害福祉障害不該当失権後該当	635X
平6改正附則第6条第1項	特例支給（谷間の救済）	635X
60年改正附則第25条第1項	旧法障害福祉年金の裁定替	265X
旧法 国年障害年金		062X

○ 厚生年金保険の関連条文と年金コード

厚年法47条	障害認定日請求	135X
厚年法47条の2	事後重症請求	135X
厚年法47条の3	初めて2級請求	135X
厚年法48条	併給調整（併合）による支給	135X
厚年法55条	障害手当金	305X
旧法 厚年障害年金		033X
旧法 厚年障害手当金		303X

ワンポイント！

昭和61年4月前の発病・初診であり、障害認定日が昭和61年4月以後であるものは、障害基礎年金（新法）となります。また、納付要件は、初診日時点の保険料納付要件を満たすか満たさないかを確認することになります。

Ⅱ 障害基礎年金の請求方法について

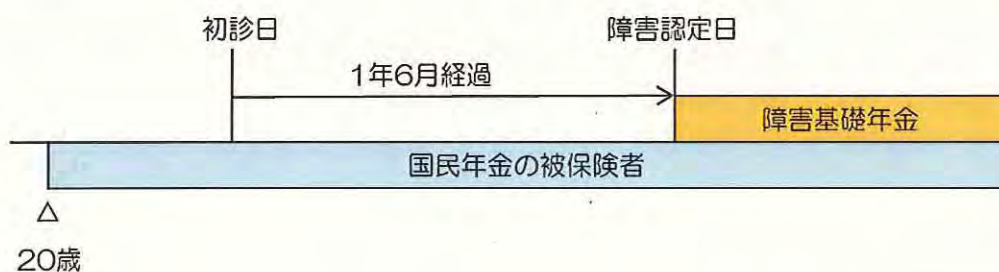
1 障害認定日による請求とは

障害基礎年金は、障害の原因となった傷病の初診日において、①被保険者期間であること、又は②被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること、のいずれかに該当する方が、障害認定日に障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときに支給されます。

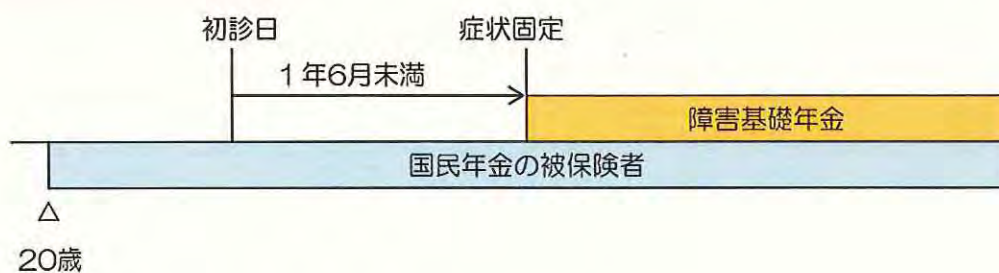
この場合、障害認定日が受給権発生日となり、支給開始は障害認定日の翌月からとなります。

ただし、初診日の前日において、一定の保険料納付等が必要となります。（詳しくは「Ⅲ 障害基礎年金の納付要件について」17ページ参照）

例1 障害認定日による請求



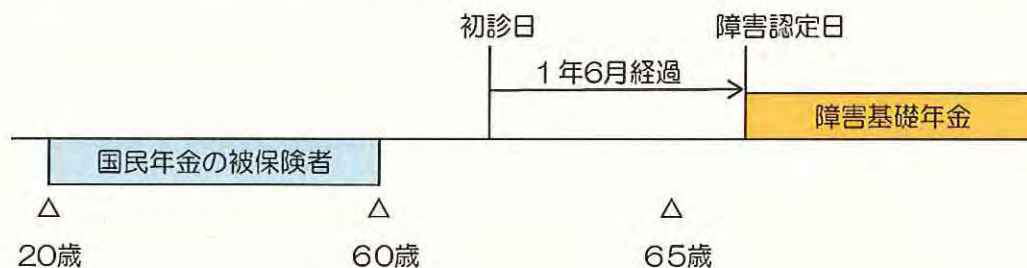
例2 障害認定日（症状固定）による請求



例3 60歳以上65歳未満で障害認定日による請求（1）



例4 60歳以上65歳未満で障害認定日による請求(2)

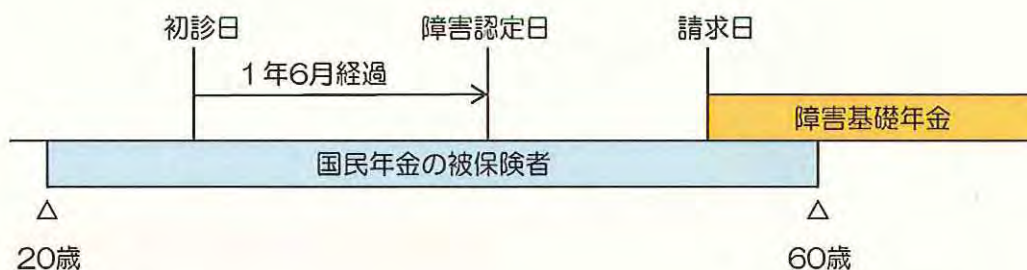


2 事後重症による請求とは

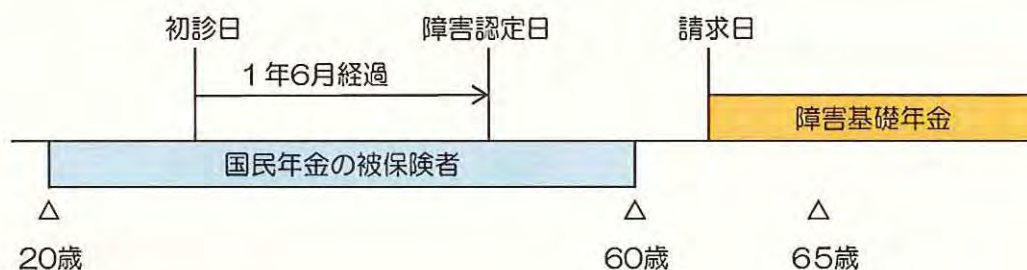
障害認定日において障害等級の1級又は2級の状態に該当しなかった方が、その障害で65歳に達する日の前日までに障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、65歳に達する日の前日までに請求することによって支給されます。

この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

例5 事後重症による請求(1)



例6 事後重症による請求(2)

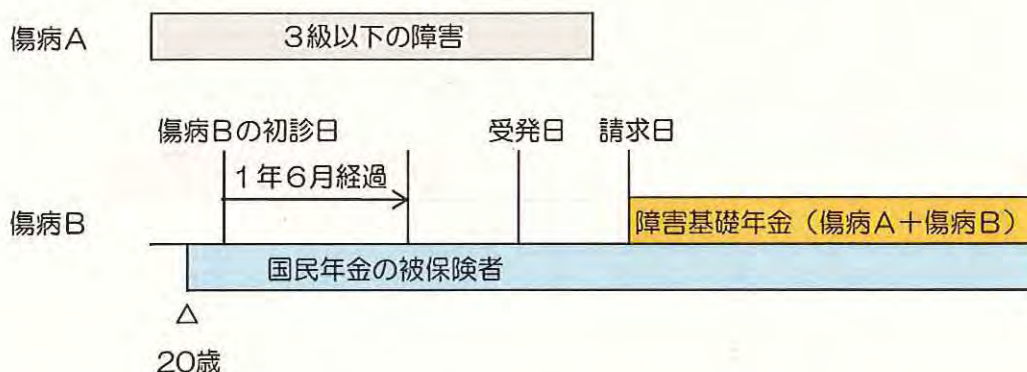


3 初めて障害等級の1級又は2級による請求とは

障害等級の1級又は2級に該当しない程度の障害の状態（障害等級3級以下）にある方が、新たに生じた3級以下の傷病（以下「基準傷病」という。）により基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までに、基準傷病による障害と他の障害とを併せ、初めて障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、請求することによって障害基礎年金が支給されます。

この場合、初めて1級又は2級の状態を確認できた日（診断書の現症年月日や人工臓器等を装着した日等）が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

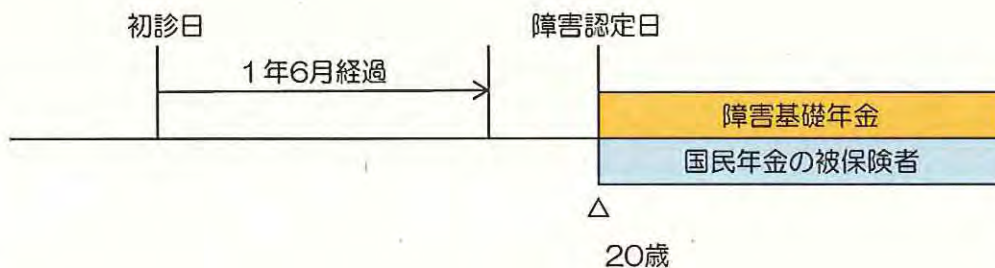
例7 初めて2級による請求



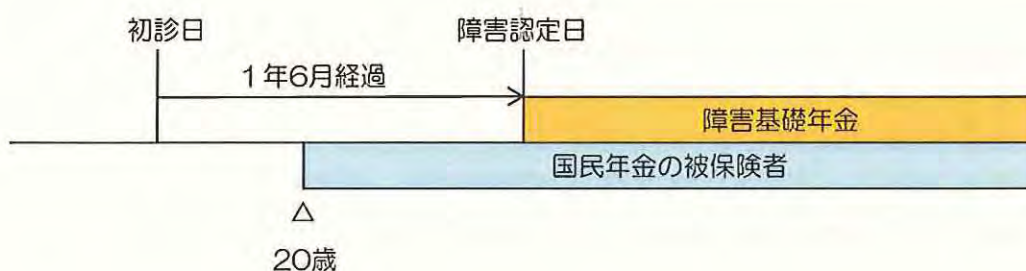
4 20歳前の傷病による請求とは

初診日が20歳前にある傷病による障害については、20歳に達したとき（20歳に達した後、に障害認定日があるときは、その日）に、障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときや、65歳に達する日の前日までに障害等級の1級又は2級に該当し、65歳に達する日の前日までに請求することによって障害基礎年金が支給されます。

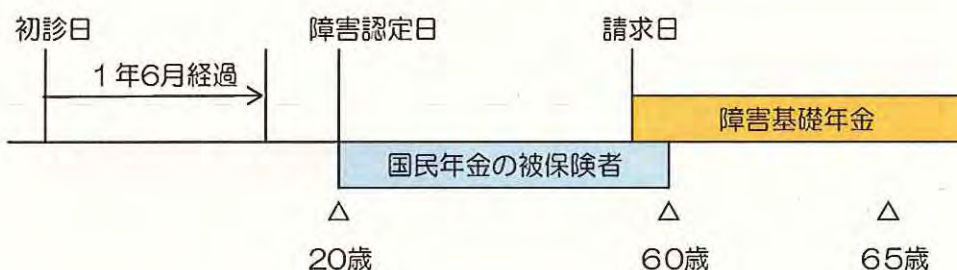
例8 障害認定日（20歳到達）による請求



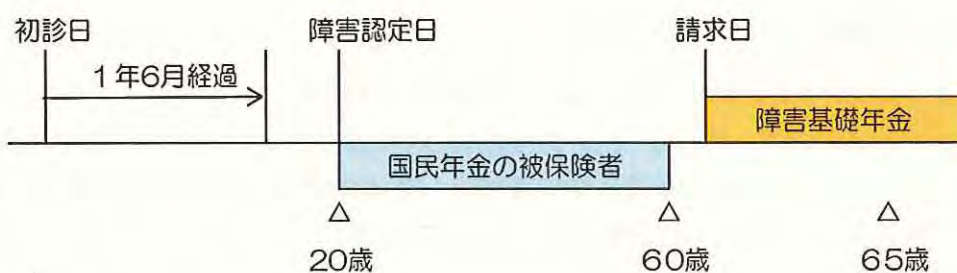
例9 障害認定日（20歳以降）による請求



例10 20歳前障害の事後重症による請求（1）



例11 20歳前障害の事後重症による請求（2）



ワンポイント！

「事後重症による請求」は、65歳に達する日の前日までに請求が必要で「障害認定日による請求」、「初めて2級による請求」は65歳以降でも請求は可能です。（「初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求」36ページ参照）ただし、老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は、障害認定日による請求であっても請求できないことがあります。（16ページ参照）

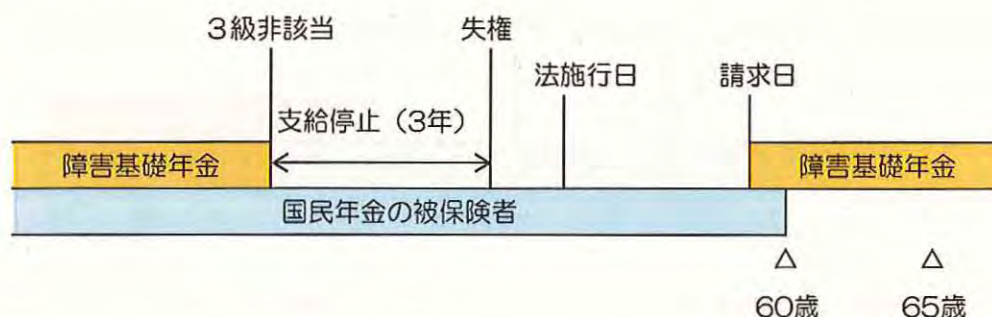
5 平成6年改正法附則第4条による請求とは

平成6年11月9日施行の法律改正により、それまでは、3級不該当となり3年経過すると受給権が消滅（失権）していた取り扱いが、65歳到達日又は3級不該当より3年を経過した日のいずれか遅い日に受給権が消滅することに改善されました。

この改正に伴い、施行日前に受給権が消滅（失権）している障害年金の受給権者であった方が、65歳到達日の前日までに同一傷病の障害の程度が悪くなり、障害等級の1級又は2級に該当する場合は、請求することによって障害基礎年金が支給されます。

この場合、請求書の受付日が受給権発生日となり、支給開始は請求日の翌月からとなります。

例12 附則第4条第1項による請求



ワンポイント！

平成6年改正法附則第4条と第6条には、障害認定日による請求はありません。また、附則第4条第1項又は第2項に該当する場合は53年金として決定し、附則第4条第5項又は第6項に該当する場合は63年金として決定します。

Ⅳ 年金請求書の点検について

1 年金請求書（表面）

- 28 -

A 受付年月日

- 受付年月日は、「障害認定日による請求」の場合、時効の起算日となり、「事後重症による請求」の場合、受給権発生年月日となるので、受付印は鮮明に押印すること。
- 受給権発生年月日から5年以上を経過している場合は、「年金裁定請求遅延申立書」（96ページ参照）が添付されていること。

B 基礎年金番号、生年月日、氏名、性別

- 請求者の基礎年金番号、生年月日、氏名及び性別は、年金手帳（基礎年金番号通知書）と一致していること。

C 住所

- 都道府県名から記入する必要はありませんが、特別区（東京 23 区）にお住まいの方は区から、それ以外にお住まいの方は市又は郡から記入されていること。
- 団地名、マンション名等の記入漏れがないこと。
- 請求書記載の住所と住基上の住所が相違している場合は、本人に確認すること。
また、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」が必要となることがあるので注意すること。

D 受取機関

- 金融機関の名称が正確に記入されていないと振込不能となりますので、正確に記入されていること。
- 金融機関の証明印が押されていることを確認し、金融機関の証明印が押されていない場合は、通帳のコピーとの点検を行い、職員等の確認印を押すこと。
- 預金口座の口座番号に支店番号（店番）及びハイフンが記入されていると振込不能となることがあるので、支店番号及びハイフンは記入しないこと。
- ゆうちょ銀行（郵便局）を希望された場合、貯金通帳の口座番号が正確に記入されているか、ゆうちょ銀行（郵便局）の証明印又は職員等の確認印が押されていること。

E 加算額の対象者

- フリガナ、生年月日及び障害の状態の有無が記入されていること。
- 障害の状態に「ある」に○が付されている場合は、子の障害にかかる診断書が添付されていること。
- 児童扶養手当を受けている子（受けようとしている子）は、この欄に記入されていないこと。
- この欄を記入している場合は、請求書裏面の生計維持証明も記入されていること。

2 年金請求書（中面）

[illegible]

F 公的年金制度等から年金を受けているか

- 今回の障害基礎年金の請求とは別に、公的年金を受給中（停止中を含む）または、請求中の場合には必ず記入されていること。

G 配偶者

- 配偶者がいる場合は記入されていること。
- 配偶者の給付情報を確認し、請求者が加給年金額の支給対象となっている場合は、「老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届」（様式第230号）の添付が必要であること。

H 住民票コード

- 住民票コードを登録することで、現況届の提出や住所変更届の提出が不要となるので、可能な限り記入してもらうこと。

3 年金請求書（裏面）

ご 注 意

配偶者の受給している年金の加給年金額の対象となっている場合、あなたが障害基礎年金を受けられるようになったときは、受給している加給年金額は受けられなくなります。

この場合は、配偶者の方より、「老齢・障害給付加給年金支給停止事由該当届」をお近くの年金事務所または街角の年金相談センターへ提出していただく必要があります。

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		1. 障害認定日による請求 2. 事後重症による請求 3. 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求																																	
「2」を○で囲んだときは右側の該当する理由の番号を○で囲んでください。		1. 初診日から1年6月日の状態で請求した結果、不支給となった。 2. 初診日から1年6月日の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 3. その他（理由）																																	
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。	1. はい 2. いいえ	「1. はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等を記入してください。																																	
(3) 障害の原因は、	<table border="1"> <tr> <th>病 名</th> <th>1.</th> <th>2.</th> <th>3.</th> </tr> <tr> <td>初 診 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>初診日において加入していた年金制度</td> <td>1. 国年2 厚生3 共済4 未加入</td> <td>1. 国年2 厚生3 共済4 未加入</td> <td>1. 国年2 厚生3 共済4 未加入</td> </tr> <tr> <td>現在障害はなおっていますか。</td> <td>1. はい・2. いいえ</td> <td>1. はい・2. いいえ</td> <td>1. はい・2. いいえ</td> </tr> <tr> <td>なおっているときは、なおった日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> <td>昭和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>障害の原因は業務上ですか。</td> <td colspan="3">1. はい・2. いいえ</td> </tr> <tr> <td>この障害について右に示す制度から保険給付を受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。</td> <td colspan="3"> 1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船舶保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律 </td> </tr> <tr> <td>受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。</td> <td colspan="3"> 1. 障害補償給付（障害給付） 2. 傷病補償給付（傷病年金） 昭和 年 月 日 </td> </tr> </table>			病 名	1.	2.	3.	初 診 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	初診日において加入していた年金制度	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入	現在障害はなおっていますか。	1. はい・2. いいえ	1. はい・2. いいえ	1. はい・2. いいえ	なおっているときは、なおった日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	障害の原因は業務上ですか。	1. はい・2. いいえ			この障害について右に示す制度から保険給付を受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船舶保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	1. 障害補償給付（障害給付） 2. 傷病補償給付（傷病年金） 昭和 年 月 日		
病 名	1.	2.	3.																																
初 診 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日																																
初診日において加入していた年金制度	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入	1. 国年2 厚生3 共済4 未加入																																
現在障害はなおっていますか。	1. はい・2. いいえ	1. はい・2. いいえ	1. はい・2. いいえ																																
なおっているときは、なおった日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日																																
障害の原因は業務上ですか。	1. はい・2. いいえ																																		
この障害について右に示す制度から保険給付を受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船舶保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律																																		
受けられるときは、その給付の種類の番号を○で囲み、支給の発生した日を記入してください。	1. 障害補償給付（障害給付） 2. 傷病補償給付（傷病年金） 昭和 年 月 日																																		
(4) 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1. はい・2. いいえ																																		

生 計 維 持 証 明			
生 計 同 一 関 係	右の者は請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。 (証明する。)		
	平成 年 月 日 請求者 住所 (証明者)	氏 名	役 職
	氏 名 (請求者との関係)	子	
(5) 1. この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。 2. この申立（証明）には、それぞれの住民票の写しを添えてください。			
収 入 関 係	1. 請求者によって生計維持していた者について記入してください。		※印認印
	(1) (名：) について年収は、850万未満ですか。	はい・いいえ	()印
	(2) (名：) について年収は、850万未満ですか。	はい・いいえ	()印
	(3) (名：) について年収は、850万未満ですか。	はい・いいえ	()印
2. 上記1で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。		はい・いいえ	
※年金事務所の排認事項 ア、健保等被扶養者 イ、加算額または加給年金額対象者 ウ、国民年金保険料免除世帯 エ、義務教育終了前 オ、高等学校等在学中 カ、源泉徴収票・非課税証明等			

(6) 平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。

平成 年 月 日提出

※請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、押印は不要です。

○現在、配偶者が市（区）町村から児童扶養手当を受けている方へ

障害年金の子の加算と児童扶養手当の両方を受けることはできません。

同一の子を対象としたお客様への障害年金の子の加算と、配偶者へ支払われている児童扶養手当は、どちらか一方のみ受給が可能です。

K 障害給付の請求事由

- 障害給付の請求事由は、1～3のいずれかに○が付されていること。
- 請求傷病が複数記入されている場合は、それぞれの傷病についての請求事由が分かるように記入されていること。（詳しくは「請求事由の確認」34ページを参照）

L 過去の障害給付受給状況

- 過去に障害給付を受けたことがあるときは、その名称と年金証書の基礎年金番号及び年金コード等が記入されていること。（平成6年の法律改正前に3年失権した方が、その後、症状の悪化により請求があった場合は必ず記入されていること。）

M 傷病名

- 障害の原因である傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中、20歳前又は日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満である請求傷病について記入されていること。
- 障害の程度が軽い等で請求傷病としない傷病が記入されていないこと。
- ④ (1)で「3 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求」に○が付されている場合は、必ず複数の傷病名が記入されていること。
- 傷病名と診断書等を各々突き合わせ、診断書がない場合には請求意思を本人に確認すること。
- 請求書に記入されている傷病のすべてにおいて、受診状況等証明書（初診医療機関と診断書作成医療機関が異なる場合に必要）、病歴状況申立書、診断書が添付されていること。添付できない傷病については、記入されていないこと。
- 診断書①欄の傷病名と一致していること。

N 業務上

- 「はい」に○が付されている場合は、どの制度から保険給付を受けているか保険給付の決定状況がわかる書類が添付されていること。請求中で添付できない場合は、その旨が記入されていること。

※ 労働基準法に基づく障害補償給付は6年間支給停止、労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付は労災法の給付が調整となる。

○ 生計維持証明

- 受給権が発生すると考えられる時点（「障害認定日による請求」の場合は、障害認定日の時点となり、「事後重症による請求」の場合は、請求書受付日の時点）での生計維持関係について記入されていること。
- 加算額の対象者の年収が、850万円（平成6年11月8日以前の受給権発生者は600万円）未満であること。
- ※ 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取り扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号）

☆ 障害年金加算改善法

- * 障害年金加算改善法施行に伴い、「おおむね５年以内」の要件がなくなったため、別紙（様式第１０７号用）による対応となっていることに注意すること。
- * 障害年金加算改善法施行に伴い、児童扶養手当法も改善され、障害年金の加算額の対象者と児童扶養手当の選択が可能となっていること。
- * 配偶者のいる障害基礎年金の請求者については、次の書類が必要となるので注意すること。

- ・ 配偶者が児童扶養手当受給中の場合
⇒ 障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書（９７ページ参照）
- ・ 配偶者が児童扶養手当を受給していない場合
⇒ 障害年金の子の加算請求に係る申出書（９８ページ参照）

4 請求事由の確認

この欄は、請求者が請求権を行使することによって受給権及び支分権が発生する大変重要な箇所となります。

年金請求書（国民年金障害基礎年金）の㊦（１）の請求事由の項番は、１～３のいずれかに必ず○を付すこととなっていますが、それぞれについて次の事項に留意してください。

また、相当因果関係のない傷病について、複数請求がある場合は、それぞれの請求事由が分かるように（矢印を引っ張るとか、傷病名の上に請求事由を明記する等）記入されていることを確認してください。

（１）障害認定日による請求

「１．障害認定日による請求」に○が付されている場合は、障害認定日の診断書（障害認定日以後３月以内の現症のもの）が添付されていることを確認し、請求日（年金事務所等の受付日）と障害認定日が１年以上離れている場合は、請求日の診断書（年金請求日以前３月以内の現症のもの）が添付されていることを確認してください。

障害認定日が、初診日から１年６月以内に「初診から起算して１年６月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例」に該当する場合は、原則として該当した日以後３月以内（その状態が安定した時期）の現症の診断書が必要となります。

また、「障害認定日において受給権が発生しない場合は、事後重症による請求とする」旨の請求意思があらかじめ確認できる場合は、「障害給付 請求事由確認書」（９５ページ参照）を提出してもらってください。

なお、この確認書は「障害認定日による請求」についての審査請求を制限するものではありません。

※ 障害認定日は原則として、「初診日から起算して１年６月を経過した日」又は「１年６月以

内に治った場合には治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいいます。

※ 20歳前障害については、障害認定日前後 3 月以内を現症日とする診断書が必要となります。

また、特別児童扶養手当の支給対象となっていた方は、年金の診断書を省略し、特別児童扶養手当の診断書（写）を提出することも可能です。その場合は作成日を問いません。

ただし、特別児童扶養手当の診断書（写）で認定ができない場合は、年金の診断書を提出してもらうことがあります。

ワンポイント！

障害厚生年金では、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日とする事例（6ページ参照）による審査のみを希望される場合、遡及する障害認定日請求による請求であっても請求日以前3月以内の診断書のみで認定を可能としていますが、これは、障害認定日の時点で3級以上の受給権が発生することが確認できるためです。

たとえ請求日以前3月以内の診断書が2級の状態であっても障害認定日から2級と認定することはありません。

障害基礎年金でも同様に、離・切断、人工透析、喉頭全摘出のように障害認定日の時点で確実に2級の状態である場合は、請求日以前3月以内の診断書1枚でも請求は可能とします。

(2) 事後重症による請求

「2. 事後重症による請求」に○が付されている場合は、請求日の診断書（請求日以前3月以内の現症のもの）が添付されていることを確認し、事後重症請求とする理由の番号（1～3）のいずれかに○が付されていることを確認してください。

また、事後重症請求とする理由の番号が「3 その他」の場合は、その理由が具体的に記入されていることを確認してください。

「制度を知らなかった。」では適切な理由になりません。

(記入例)

- ア 平成6年改正法附則4条に該当するため
- イ 平成6年改正法附則6条に該当するため
- ウ 前回、事後重症による請求で不支給となったため
- エ 病院が廃院し診断書が添付できないため
- オ カルテが廃棄されて診断書が作成できないため